

## 第7回長野県産業イノベーション推進本部会議 要旨

日 時：平成26年3月20日（木）

10時00分～11時30分

場 所：長野県庁 本館棟3階 特別会議室

有識者：(株)日本総合研究所 藻谷主席研究員

出席者：阿部知事、和田副知事、加藤副知事、田中教育参事兼教育総務課長、町田消防課長、原山企画部長、岩崎総務部長、眞鍋健康福祉部長、山本環境部長、太田商工労働部長、野池観光部長、中村農政部長、塩原信州の木振興課長、北村建設部長、岩嶋公営企業管理者職務執行者企業局長

### <知事挨拶>

- ・この長野県産業イノベーション推進本部会議も第7回ということになった。
- ・今日はまず藻谷浩介様からお話やご提言をいただく。
- ・藻谷様は、日本全国を回られて地域の実態を直接見聞きする中で、様々な具体的なお話をされてきている。
- ・私も里山資本主義も読ませていただいた。また、本部員も読まれた方が多いのではないかと思う。藻谷さんには、私が過疎対策室長の頃から大変お世話になっている。
- ・長野県のしあわせ信州創造プランの中で、環境・エネルギー自立地域創造プロジェクトに取り組んでいるが、新しい時代の社会のあり方を、どのように進めるべきかについて、藻谷さんから示唆に富んだお話をいただけるものと、今日は大変期待し、楽しみにしている。長野県各地も十分ご存知だと思うので、是非率直なお意見、ご提言をいただければ大変ありがたい。
- ・また、私がメンバーに入って東海地域と関東地域の産業競争力協議会をそれぞれ行っている。
- ・東海においては、先般戦略の取りまとめを行った。関東については、来週取りまとめを行う。
- ・両方の産業競争力協議会においては、概ね長野県が目指す方向性と同じ方向性で戦略を取りまとめいただいていると思っている。環境エネルギー、健康医療、次世代交通等これから伸びていく分野にしっかりとフォーカスしていこうということが掲げられている。
- ・それと合わせて、国に対して規制改革の要望、要請ということも盛り込まれている。これは協議会から言うだけではなく、県からも具体的な提案をしていかなければいけないと思っている。
- ・本日も構造改革特区の提案募集に係る対応について議事になっているが、それぞれの部局が規制をかけている側でもあるが、産業イノベーション推進本部のメンバーの立場としては、地域が元気になるように、産業や企業が元気になるように、「本当にこの規制が今のままでよいのだろうか。」という視点を強く持って、検討してもらいたい。この点は引き続き努力をお願いしたい。

### <提言（藻谷氏）及び意見交換>

※藻谷氏の意向により、要旨は公開しません。

### <議事（構造改革特区の提案募集に係る対応について）>

（商工労働部長）

- ・2月から、商工労働部において、県内の特に非製造業者を訪問し、いわゆる御用聞きを行ったところ、規制改革に関する要望が77件あった。
- ・今回の構造改革特区の提案については、まだ検討中であるが、10件ある。各部から説明をお願い

する。

#### (健康福祉部長)

- ・食品衛生管理者の資格要件の緩和について。これまで、獣医師とか個別の専門職種の資格がある方でない、食品衛生管理者になれないということだったが、それに管理栄養士を追加してほしいということ。実質的には、管理栄養士でも実務経験があればできるということだが、管理栄養士はカリキュラムの中に、すでに衛生管理などがあるため、そのような部分はしっかり勉強された方なので、管理栄養士も追加していただきたいといった要望。

#### (環境部長)

- ・自然エネルギーの普及拡大推進の観点からの提案。今回は規制の緩和を求めるというものではなく、運用の改善として、電気の系統容量、連系費用、設備認定等の透明化といった、国や電力会社に対する積極的な情報提供を求めるもの。FIT制度においては、電力会社には買取り義務があるが、送電可能量を超える場合や、地域への供給過剰が認められる場合は接続拒否、そして制限ができる。この問題は北海道で実際に起きている。現段階においては、長野県では県全体で供給過剰という可能性は少ないと思うが、一方で農山村が多い長野県においては、末端の変電所の容量に余裕がないこともあり、さらなる接続をする場合、改修費用を求められる可能性が考えられる。しかしながら、系統容量や連系費用等の情報・接続認定状況については公表されていないため、計画段階の把握が難しい状況である。積極的な情報提供が行われることにより、自然エネルギーの普及拡大のリスクの低減が図られ、自然エネルギーの普及拡大が期待されるという提案内容。

#### (商工労働部)

- ・商工労働部は3点。
- ・1点目が、クラウドファンディングの規制緩和。実施内容に書いてあるとおり、インターネットを通じて、ベンチャー企業などが投資家から資金を調達するクラウドファンディング制度が3つあるが、その内の投資型については、第2種金融商品取引業者としての登録が必要ということで、最低資本金が1,000万円必要と規定されており、新規参入が進まない状況がある。県内では2事業者のみ。長野県では、地域課題解決型ビジネス、あるいは地場産品を活用した産業の創出などを行うため、現行の資金調達手段に加え、民間の地域に根差したふるさと投資の視点を加えた新たな資金チャネルを作ることが重要であることから、規制緩和をしていただき、県内でのファンディングというものを進めていけたらどうかというもの。なお、この点については、現在金融審議会のワーキンググループの報告があり、国においても規制緩和の方向で検討されている状況。
- ・2点目は、雇用調整助成金申請時の書類の簡素化。雇用調整助成金については、休業手当の3分の2を助成する制度だが、実施内容にあるように、事前提出ということで、雇用調整を始める2週間前までに提出する必要がある。しかし、旅館業の場合は、予約が1週間位前に集中することで、2週間前に予約状況を予測して提出するのは非常に困難な状況にある。この制度自体、製造業を想定していると考えており、長野県の平成24年実績でも製造業が全体の69.2、飲食・宿泊は1.3という状況。宿泊業に限定して、事前提出を不要とし、事後による確認としていただきたいというもの。
- ・3点目は、有料職業紹介事業免許の取得に関する資産要件の緩和。有料職業紹介ということで許可制度になっていて、新規では3年となっているが、提案理由にあるように、始めるに際して、事業の許可要件として資産500万円以上かつ預貯金150万円以上というものがある。現状、新しいアイデアによる雇用のマッチングなども行いたい事業者にとっては参入障壁になっているため、実施内容にあるように、対象企業の地域を限定し、資産要件を廃止するというもので、求職者と求人企業との顔の見えるオーダーメイドの紹介を行ったらどうか。地域限定については県の10広域を考えた場合、隣接する3地域までということで、例えば上田の事業者は長野と佐久といっ

た連携を行えば、新しい形のマッチングということで、地元雇用が改善すると考える。

**(観光部長)**

- 山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりに来年度から本格的に取り組むが、これから、これに関する特区を継続的に提案していく。今回は宿泊業者が旅行業者代理業を営むことができる旅行業法の特例を求めるもの。旅館やホテルが地域素材の旅行商品を取扱う場合には、県が行う一定の研修を修了した者の選任をもって、旅行業の代理業を認める特例を求めるもの。これは既に観光圏整備法で一定のエリア内に限って、隣接する市町村に限って認められているものだが、今回の提案では、さらにそれを広げて広域市町村圏内で認めてもらうという提案。

**(農政部長)**

- 営農型太陽光発電設備等の設置の場合の農地法の一次転用許可の期間を10年に延長するというもの。この関係については、昨年3月31日付けで制度上の取扱いが明らかにされ、現時点では3カ年の一次転用ということで、その都度更新をするという仕組みになっている。現在まで、本県では1件だけの許可事例、全国では平成25年11月末現在で33件ということで、設置が進んでいないという状況かと思っている。制度上、継続的に営農が行われることを条件として、農地でも発電ができるようにするための措置ということで、作物の生産状況について毎年報告をするということで、営農の継続性が担保される仕組みが出来ているため、一時転用許可期間を3年から10年間に延長し、エネルギー活用を促進する観点にたってみてはどうかということ。10年とする根拠だが、農地法上の単年計画では、市町村の概ね10年を見通した計画とする内容になっており、エネルギー庁によると固定価格買取制度の買取期間は太陽光の場合、10年単位ということになっているため、現時点において10年程度まで伸ばすことは妥当ではないかと考えている。

**(林務部長)**

- 長野県の木材資源は充実しつつあり、いよいよ利用できる状況になっているが、各集落単位でその集落有人を法人化した生産森林組合がある。生産森林組合においては、組合員が施業、仕事の過半は自らの労働力を提供する必要がある、林業事業体に委託することができないという制限が加えられている。現在森林資源を充実させて、林業として成立ち、地域の中で資源循環を図るため、この生産森林組合は地域の方が高齢化して、一部しか施業委託ができないことから、この制限をクリアして、高度な技術や機械力のある林業事業体に委託して、素材生産が効率的に行われる状況にしていきたいという提案。

**(建設部長)**

- 提案は地方自治法施行令で定める一般競争入札に際しての要件の拡大。資料中ほどに、現状を記載しているが、地方公共団体が行う一般競争入札に際しては、事業所の所在地、工事等についての経験、それから必要な資格の3点について要件を設定できるとされている。今回は、この3点に加え、4月から施行となる長野県の契約に関する条例の基本理念としている、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成であるとか、技術の継承といった内容に資する要件を付することが可能になるということで、施行令で定める要件の拡大を求めるもの。今後、条例の基本理念に基づき、具体的な施策を検討していくことになるが、こうした要件緩和が可能ということになれば、さらに幅広い観点での検討が可能になると思っている。

**(教育参事兼教育総務課長)**

- 小中高等学校の公立学校の学校管理についての提案。児童生徒の減少により、小規模学校のあり方、今後どのように管理していくのかということを検討する中で、現行の一部事務組合や事務委託などで市町村間での統合等となると、本来の市町村立学校や県立学校の設置者から離れてしまうということが言われている。そうした中で、市町村立学校や県立高校というこれまでの形、それから設置者の権限などを残しながら、他の自治体と共同で管理運営をしていくことで、より効率的な学校運営、また、特色のある教育が行われるのではないかと提案。

(知事)

- ・特区の提案は是非引続き積極的に、県民の皆さんからも色々と提案があるので、各部で前向きに捉えて対応して欲しいと思う。また、国の政策に対して、ある意味で意見を言っている話なので、政策力を高めるという観点で、是非各部長には職員が政策能力を高めるという観点で、よい提案ができるように指導していただきたい。
- ・個別に2点だけ。観光部のエリアがこれでよいのかという部分と、それから教育委員会の共同管理の概念が、私としては完全に理解できていないので、そこは提出するまでに再度話を聞かせてもらいたい。

(商工労働部長)

- ・4月14日の締切りまで、もう少し検討を深めていただき、提案してもらいたい。また、昨年11月に提案した案件については、国とのやりとりが続いているものがあるが、各部ご協力いただきたい。
- ・机上に配付してある、県内の特に非製造業者からの提案、要望についても、再度検討していただき、間に合うものについては4月14日までの提出についてよろしくをお願いしたい。
- ・今年度の長野県産業イノベーション推進本部会議は今回の7回目をもって終了となる。各部には色々ご協力いただき感謝申し上げます。来年度は、商工労働部から産業労働部に組織が変わることもあるが、引続き産業イノベーションの創出に向けた取組みを推進してまいりたいと思っているため、ご協力をお願いしたい。
- ・第8回の本部会議は5月を目途に開催する予定。
- ・以上で第7回長野県産業イノベーション推進本部会議を閉会する。

<終了>